

令和4年9月28日

領事メール

【件名】海外在留邦人等向けワクチン接種事業（小児接種の追加接種（3回目接種）開始）

【ポイント】

○日本において、在留邦人等を対象とした5～11歳の小児接種の3回目接種を10月6日（木）から新たに開始することになりました。

【本文】

1 9月6日、日本国内で5～11歳に対する新型コロナワクチンの3回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした5～11歳の小児接種の3回目接種を10月6日（木）から新たに開始することになりました（小児用ファイザーのワクチンを使用）。小児に対する1・2回目接種も引き続き実施します。

2 接種対象は、5～11歳の海外在留邦人等であって、小児用ファイザーのワクチンによる2回目の接種から5か月以上が経過した者となります（1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種）。詳細は以下の外務省海外安全ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

3 なお、本事業により接種を希望する場合には、本邦入国時の水際対策措置にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画をお立て下さい。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

一住所：Villa No. 760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、

Shati Al-Qurum

－電話：(+968) 24601028

－FAX：(+968) 24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html